

令和5年1月6日開催

第10回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第10回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年1月6日(金)

2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時55分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美徳
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 5人

委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	4番	笹原	仁
委	員	7番	林	秀和
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	5番	西	美紀
委	員	10番	石山	幸一

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について

議案第5号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長 広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長 原 吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和4年度第10回（R5.1.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番 西委員、10番 石山委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R4. 12. 5（月）13：30～
第9回農業委員会総会

2. R4. 12. 7（水）～8（木）
農業委員道内視察
江別市、北広島市

3. R4. 12. 13（火）～14（水）
第9回遠軽町議会定例会

◆ 今後の予定

1. R5. 1. 17（火）～18（水）
地区別農業委員会会長・事務局長研修会

2. R5. 2. 6（月）13：30～
第11回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触(ていしょく)する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外16筆」・地目「公簿、原野・畑・田現況は全て畑」・面積 (㎡) 「合計 177,665」

3 通知の理由

平成28年7月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1件
を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いた
します。
議案書をご覧ください。
整理番号4につきましては、使用貸借でございます。
整理番号4・所在「●●●」・地番「●●外16筆」・地目「公簿、原
野・畑現況は全て畑」・面積(m²)「177,665」・貸主「●● ●
●」・労働力(人)「2」・経営面積(m²)「畑 0」・申請理由「借主
の強い希望による」・借主「●● ●●」・労働力(人)「1」・経営面
積(m²)「畑 0」・申請理由「経営農地の確保」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件
のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
る農用地利用集積計画について」1件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号54につきましては、所有権移転でございます。
整理番号54、所在「●●●」・地番「●●外8筆・地目「公簿、畑・宅地・原野現況は全て畑」・面積（㎡）「84,864.64」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.1.16」・支払期限「R5.5.31」・金額（円）「6,790,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
この件につきましては、11月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番54」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決（さいけつ）を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第4号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。

事務局から議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。
その1

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」・面積（㎡）「25」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信設備（楽天モバイル）設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
25 m²

4 農用地区域除外の理由
電気通信設備（通信用アンテナ）設置ため

事務局 この件につきましては、電気通信事業の用に供する施設建設のための農用地区域除外申請があった件でございます。現況は畑となっております。

事務局 続きますしてその2

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信設備（楽天モバイル）設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
2.25 m²

4 農用地区域除外の理由
電気通信設備（通信用アンテナ）設置のため

事務局 この件につきましては、電気通信事業の用に供する施設建設のための農用地区域除外申請があった件でございます。現況は畑となっております。

事務局 続きますしてその3

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「原野」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信設備設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
36 m²

4 農用地区域除外の理由
電気通信設備（通信用アンテナ）設置のため

事務局 この件につきましては、電気通信事業の用に供する施設建設のための農用地区域除外申請があった件でございます。現況は原野となっております。

事務局 続きますしてその4

1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」

2 農用地区域除外後の土地利用計画
電気通信設備（楽天モバイル）設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積

4 . 0 0 m²

4 農用地区域除外の理由

電気通信設備（通信用アンテナ）設置のため

事務局

この件につきましては、電気通信事業の用に供する施設建設のための農用地区域除外申請があった件でございます。現況は原野となっております。

事務局

続きましてその5

1 農用地区域除外の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」

2 農用地区域除外後の土地利用計画

電気通信設備（楽天モバイル）設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積

4 . 0 0 m²

4 農用地区域除外の理由

電気通信設備（通信用アンテナ）設置のため

事務局

続きましてその6

1 農用地区域除外の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・現況地目「畑」

2 農用地区域除外後の土地利用計画

電気通信設備（楽天モバイル）設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積

4 . 0 0 m²

4 農用地区域除外の理由

電気通信設備（通信用アンテナ）設置のため

事務局

この件につきましては、電気通信事業の用に供する施設建設のための農用地区域除外申請があった件でございます。現況は畑となっております。

事務局

続きましてその7

1 農用地区域除外の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「原野」

2 農用地区域除外後の土地利用計画

太陽光発電設備設置のため

3 農用地区域除外後の土地利用計画面積

2 , 7 9 9 . 0 0 m²

4 農用地区域除外の理由
太陽光発電事業用地とするため

事務局 この件につきましては、太陽光発電設備設置のために農用地区域除外申請があった件でございます。現況は原野となっております。なお、事前に非農地証明書を発行しており、登記地目も原野に変更されています。以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号その1についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号その2についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号その3についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第1号その4についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号その4についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号その5についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号その6についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号その7についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外12筆」・地目「公簿、
現況全て畑」・面積(m²)「13筆合計62,594」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況-
畑」・面積(m²)「63,255」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員は、
1番 梶田委員、 14番 西原委員

議案第5号「その2」のあっせん委員は、
1番 梶田委員、 14番 西原委員

各委員は、よろしくお願ひします。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和4年度 第10軽町農業委員会総会を閉会します。